

山梨県公報

第六百四十六号

令和八年

四月十三日

月曜日

目次

告示

○指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託

公告

○公共測量の終了（二件）

○基本測量の実施

○公共測量の実施

告 示

山梨県告示第百二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和八年四月十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 一般財団法人山梨県交通安全協会
山梨県南アルプス市下高砂八百四十七番地
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 山梨県手数料等収納用決済端末を利用して徴収する手数料及び狩猟税
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和八年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 山梨県手数料等収納用決済端末

公 告

◎ 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により峡東農務事務所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年四月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（三級基準点網図）
- 二 測量の地域 山梨県笛吹市の一部
- 三 測量の期間 令和七年九月二十二日から令和八年二月十九日まで

◎ 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により甲府市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年四月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（一級水準測量）
- 二 測量の地域 甲府市大津町及び西下条町
- 三 測量の期間 令和七年十二月一日から令和八年三月三十一日まで

◎ 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年四月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（数値地図二五〇〇〇（土地の条件）の作成）
- 二 測量の地域 山梨県甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、笛吹市、上野原市及び甲州市並びに南都留郡道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町の一部
- 三 測量の期間 令和八年四月十四日から令和九年三月三十一日まで

◎ 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により北杜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年四月十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影）
- 二 測量の地域 山梨県北杜市内
- 三 測量の期間 令和八年四月一日から令和八年十月三十日まで